

平成29年第2回那須塩原市議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招議員	2
不応招議員	2
地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名	2
本会議に出席した事務局職員	3
議案審議結果一覧表	4

第1号(5月12日)

議事日程	7
出席議員	9
欠席議員	9
説明のために出席した者の職氏名	9
本会議に出席した事務局職員	10
市長挨拶	11
議員、市長、副市長、教育長及び代表監査委員の自己紹介並びに部課長の紹介	12
開会及び開議の宣告	12
議事日程の報告	12
仮議席の指定	12
選挙第2号	12
選挙第3号	14
議席の指定	15
会議録署名議員の指名	15
会期の決定	15
議報第1号及び議報第2号の報告	15
議報第3号及び議報第4号の報告	16
議報第5号の報告	17
議報第6号の報告	17
議報第7号の報告	17
議報第8号の報告	17
選挙第4号～選挙第8号	18
議会運営委員会の報告について	19
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
承認第4号～承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	20

報告第7号～報告第9号の上程、説明	22
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
日程の追加	26
閉会中の継続審査の申し出について	26
市長挨拶	26
閉会の宣告	27

那須塩原市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成29年第2回那須塩原市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年5月2日

那須塩原市長 君 島 寛

- 1 期 日 平成29年5月12日
- 2 場 所 那須塩原市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 那須塩原市個人情報保護条例等の一部改正について
 - (2) 専決処分の承認を認めることについて〔平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）〕
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市税条例等の一部改正〕
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正〕
 - (6) 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
 - (7) 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
 - (8) 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

不応招議員（なし）

欠 員（0名）

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	君島寛	副 市 長	片桐計幸
教 育 長	大宮司敏夫	企 画 部 長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総 務 部 長	伴内照和
総 務 課 長	田代宰士	財 政 課 長	田野実
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	塩水香代子	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部長	藤田恵子	子育て支援課長	高久幸代
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久留生利美
建 設 部 長	稲見一美	都市計画課長	大木基
上下水道部長	中山雅彦	水 道 課 長	黄木伸一
教 育 部 長	稲見一志	教育総務課長	富山芳男

会計管理者	松	江	孝一郎	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 長	佐	藤	章
代表監査委員	大	場	浩一	農業委員会 事務局 長	小	出	浩美
西那須野 支所 長	臼	井	一之	塩原支所 長	宇	都野	淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	石	塚	昌章	議事課 長	増	田	健造
課長補佐兼 議事調査係長	福	田	博昭	議事調査係	鎌	田	栄治
議事調査係	室	井	良文	議事調査係	磯		昭弘

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	提出者	結果
選挙第 2号	議長選挙について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 決定
選挙第 3号	副議長選挙について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 決定
議報第 1号	常任委員会委員選任の報告について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 報告
議報第 2号	議会運営委員会委員選任の報告について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 報告
議報第 3号	常任委員会委員長及び副委員長の報告について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 報告
議報第 4号	議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 報告
議報第 5号	議会だより編集委員会委員の指名について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 報告
議報第 6号	議会だより編集委員会委員長及び副委員長の報告について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 報告
議報第 7号	政治倫理審査会委員の指名について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 報告
議報第 8号	政治倫理審査会会長及び副会長の報告について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 報告
選挙第 4号	那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 決定
選挙第 5号	那須地区消防組合議会議員の選挙について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 決定
選挙第 6号	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合議会議員の選挙について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 決定
選挙第 7号	黒磯那須共同火葬場組合議会議員の選挙について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 決定
選挙第 8号	栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	29. 5. 12 議長	29. 5. 12 決定

議案番号	件名	提出者	結果
承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて〔平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第9号)〕	29. 5. 12 市長	29. 5. 12 承認
承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市税条例等の一部改正〕	29. 5. 12 市長	29. 5. 12 承認
承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕	29. 5. 12 市長	29. 5. 12 承認
承認第 6号	専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正〕	29. 5. 12 市長	29. 5. 12 承認
報告第 7号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	29. 5. 12 市長	29. 5. 12 報告
報告第 8号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	29. 5. 12 市長	29. 5. 12 報告
報告第 9号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	29. 5. 12 市長	29. 5. 12 報告
議案第60号	那須塩原市個人情報保護条例等の一部改正について	29. 5. 12 市長	29. 5. 12 可決

平成 29 年第 2 回臨時市議会

(第 1 号)

平成29年5月12日（金曜日）

平成29年第2回那須塩原市議会臨時会

議事日程（第1号）

平成29年5月12日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 2号 議長選挙について
(選挙)
- 日程第 3 選挙第 3号 副議長選挙について
(選挙)
- 日程第 4 議席の指定について
- 日程第 5 会議録署名議員の指名について
- 日程第 6 会期の決定について
- 日程第 7 議報第 1号 常任委員会委員選任の報告について
(報告)
- 日程第 8 議報第 2号 議会運営委員会委員選任の報告について
(報告)
- 日程第 9 議報第 3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について
(報告)
- 日程第10 議報第 4号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について
(報告)
- 日程第11 議報第 5号 議会だより編集委員会委員の指名について
(報告)
- 日程第12 議報第 6号 議会だより編集委員会委員長及び副委員長の報告について
(報告)
- 日程第13 議報第 7号 政治倫理審査会委員の指名について
(報告)
- 日程第14 議報第 8号 政治倫理審査会会長及び副会長の報告について
(報告)
- 日程第15 選挙第 4号 那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
(選挙)
- 日程第16 選挙第 5号 那須地区消防組合議会議員の選挙について
(選挙)
- 日程第17 選挙第 6号 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合議会議員の選挙について

(選挙)

日程第18 選挙第 7号 黒磯那須共同火葬場組合議会議員の選挙について

(選挙)

日程第19 選挙第 8号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

(選挙)

日程第20 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて〔平成28年度那須塩原市一般会計補正予算

(第9号)〕

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第21 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市税条例等の一部改正〕

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第22 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第23 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正〕

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第24 報告第 7号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕

(報告)

日程第25 報告第 8号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕

(報告)

日程第26 報告第 9号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕

(報告)

日程第27 議案第60号 那須塩原市個人情報保護条例等の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

追加(第1号)

日程第 1 閉会中の継続審査の申し出について

(承認)

出席議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総務部長	伴内照和
総務課長	田代宰士	財政課長	田野実
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	塩水香代子	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部長	藤田恵子	子育て支援課長	高久幸代
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久留生利美
建設部長	稲見一美	都市計画課長	大木基
上下水道部長	中山雅彦	水道課長	黄木伸一
教育部長	稲見一志	教育総務課長	富山芳男
会計管理者	松江孝一郎	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	佐藤章
代表監査委員	大場浩一	農業委員会事務局長	小出浩美

西那須野
支所長 白井一之

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚昌章

議事課長 増田健造

課長補佐兼
議事調査係長 福田博昭

議事調査係 鎌田栄治

議事調査係 室井良文

議事調査係 磯 昭弘

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（石塚昌章）** おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時にその職務を行うことになっております。

出席議員の中で金子哲也議員が最年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

金子哲也議員、議長席に御着席願います。

○**臨時議長（金子哲也議員）** おはようございます。

ただいまご紹介を受けました金子哲也であります。

事務局長の説明のとおり、地方自治法第107条の規定に基づき、臨時に議長の職務を行います。

皆様のご協力を賜って、無事務めてまいりたいと思っております。よろしくご協力をお願い申し上げます。

—————◇—————

◎**市長挨拶**

○**臨時議長（金子哲也議員）** それではまず、市長の挨拶があります。

市長よろしくお願ひします。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○**市長（君島 寛）** 皆様、こんにちは。

本日は、平成29年第2回那須塩原市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

まずは、先月23日に行われました那須塩原市議会議員選挙におきまして、市民の期待と信頼を一身に担われ、ご当選されました26名の議員の皆様

に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。

議会と執行部は、市政の運営におきまして車の両輪に例えられるところではございますが、片方の車輪だけが回っていても、またそれぞれの車輪が違う方向を向いていても、まちづくりは進んではまいりません。

議員の皆様におかれましては、立候補に当たりご自身が思い描く本市の将来像の実現に向け、それぞれに公約を掲げられたものと思っておりますが、それらは私が常に心に置いております市民優先のまちづくりと目指している方向は同じものであると思っております。

さて、さきごろの新聞に、静岡市の4月1日時点の推計人口が政令市として初めて70万人を割り込んだとの報道がございました。また、2065年には日本の人口が1億人を割り込み、65歳以上の高齢者が人口に占める割合も38.4%になるとの推計結果も報じられておりました。

地方、そして日本の国そのものが抱える厳しい現実が改めて浮き彫りになったわけでございますが、市政を預かる身といたしまして、現実としっかり向き合いながら、市民優先のまちづくりを実現するため、第2次那須塩原市総合計画に基づきます各種施策の推進に向けまして邁進する覚悟でございます。

議員の皆様におかれましても、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、今回の市議会臨時会におきまして、私も執行部からご提案申し上げますのは、那須塩原市個人情報保護条例等の一部改正案件1件、補正予算の専決処分などの承認案件4件、専決処分の報告案件3件の合計8件であります。

これらの内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件でございます。よろしくご審議

の上、ご決定、ご承認くださいますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（金子哲也議員） 市長の挨拶が終わりました。

◇

◎議員、市長、副市長、教育長及び代表監査委員の自己紹介並びに部課長の紹介

○臨時議長（金子哲也議員） 次に、議員及び執行部の自己紹介を行いたいと思います。

まず、議員の自己紹介を座席番号1番の山形議員より順にお願いいたします。

[各議員自己紹介]

○臨時議長（金子哲也議員） 次に、執行部の自己紹介を市長、副市長、教育長及び代表監査委員の順にお願いいたします。

市長、お願いします。

[市長、副市長、教育長及び代表監査委員自己紹介]

○臨時議長（金子哲也議員） 次に、片桐副市長から各部課長の紹介をお願いいたします。

[部課長の紹介]

○臨時議長（金子哲也議員） 以上で紹介が終わりました。

◇

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（金子哲也議員） それでは、ただいまより平成29年第2回那須塩原市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

◇

◎議事日程の報告

○臨時議長（金子哲也議員） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◇

◎仮議席の指定

○臨時議長（金子哲也議員） 日程第1、仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席は、ただいま着席している議席を仮議席に指定いたします。

この後、暫時休憩いたしますが、休憩中に議長選挙立候補者の所信表明会を開催いたします。

執行部におかれましては、所信表明会が終了するまで休憩をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時54分

○臨時議長（金子哲也議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎選挙第2号

○臨時議長（金子哲也議員） 次に、日程第2、選挙第2号 議長選挙についてを議題といたします。お諮りいたします。

選挙の方法は、投票によることで異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（金子哲也議員） 異議なしと認めます。

よって、投票によることに決しました。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（金子哲也議員） ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（金子哲也議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○臨時議長（金子哲也議員） 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（金子哲也議員） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、仮議席番号1番の議員より順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（金子哲也議員） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○臨時議長（金子哲也議員） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（金子哲也議員） 直ちに開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人2名を指名いたします。

立会人に1番、山形紀弘議員と2番、中里康寛議員を指名いたします。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（金子哲也議員） それでは、立会人の方は自席へお戻りください。

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは出席議員数に符合しております。このうち有効投票が25票、無効投票が1票です。

有効投票中、君島一郎議員が22票、高久好一議員が3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、君島一郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました君島一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。おめでとうございます。

議長に当選された君島一郎議員、登壇の上、挨拶をお願いいたします。

〔21番 君島一郎議員登壇〕

○21番（君島一郎議員） ただいまの議長選挙に当たりまして、議員各位には多大なるご支援、ご協力を賜りまして大変ありがとうございます。皆さんのご支援、ご協力に反しないよう、議長としての役割を十分発揮してまいりたいと、このように思っておりますので、今後とも皆さんのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます、就任に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○臨時議長（金子哲也議員） 議長の挨拶が終わりました。

それでは、議長が決定いたしましたので、議長職の交代に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様のご協力により、無事臨時議長の職を務め

ることができ、感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、君島議長、議長席にお着きください。

○議長（君島一郎議員） それでは、これより先、議事進行は私のほうでさせていただきます。

なお、この後、暫時休憩をいたしますが、休憩中に副議長選挙立候補者の所信表明会を開催いたします。執行部におかれましては、所信表明会が終了するまで休憩願います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時39分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎選挙第3号

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第3、選挙第3号 副議長選挙についてを議題といたします。お諮りいたします。

選挙の方法は、投票によることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、投票によることに決しました。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○議長（君島一郎議員） ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（君島一郎議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（君島一郎議員） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、仮議席番号1番の議員より順に投票を願います。

〔投票〕

○議長（君島一郎議員） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（君島一郎議員） 直ちに開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人2名を指名いたします。

立会人に3番、田村正宏議員と4番、星野健二議員を指名いたします。

立会人は開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（君島一郎議員） 立会人の方、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは出席議員数に符合しております。このうち有効投票が23票、無効が3票であります。

有効投票中、山本はるひ議員が19票、鈴木伸彦議員が4票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、山本はるひ議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山本はるひ議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

副議長に当選された山本はるひ議員、登壇の上、挨拶をお願いいたします。

〔25番 山本はるひ議員登壇〕

○25番（山本はるひ議員） 皆様の協力のおかげで、そしてご支援のおかげで、副議長になりました山本です。大変ありがとうございました。

今後は、君島議長とともに、しっかりと議長を支え、そしてこの議会運営をしっかりと進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後どうぞよろしくをお願いいたします。

大変ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 副議長の挨拶が終わりました。

◎議席の指定

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第4、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条により、議長が指名することになっております。

現在着席している仮議席を議席といたします。

議席番号を確認するため、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（君島一郎議員） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第5、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名することになっております。

1番 山形紀弘議員

2番 中里康寛議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第6、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

◎議報第1号及び議報第2号の報告

告

○議長（君島一郎議員） 次に、お諮りいたします。

日程第7、議報第1号 常任委員会委員選任の報告について及び日程第8、議報第2号 議会運営委員会委員選任の報告についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議報第1号及び議報第2号の2件を一括議題といたします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっております。規定に従って指名を行います。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

○**議会事務局長（石塚昌章）** まず、常任委員を申し上げます。

総務企画常任委員は、3番、田村正宏議員、5番、小島耕一議員、6番、森本彰伸議員、7番、齊藤誠之議員、13番、鈴木伸彦議員、18番、高久好一議員、21番、君島一郎議員、22番、玉野宏議員、24番、吉成伸一議員、以上9名となります。

次に、福祉教育常任委員は、1番、山形紀弘議員、8番、星宏子議員、9番、佐藤一則議員、10番、相馬剛議員、11番、平山武議員、12番、大野恭男議員、23番、金子哲也議員、25番、山本はるひ議員、26番、中村芳隆議員、以上9名となります。

次に、建設経済常任委員は、2番、中里康寛議員、4番、星野健二議員、14番、松田寛人議員、15番、櫻田貴久議員、16番、伊藤豊美議員、17番、眞壁俊郎議員、19番、相馬義一議員、20番、齋藤寿一議員、以上8名となります。

なお、予算常任委員会は、全議員が委員となります。

以上であります。

続きまして、議会運営委員を申し上げます。6番、森本彰伸議員、9番、佐藤一則議員、10番、相馬剛議員、12番、大野恭男議員、13番、鈴木伸彦議員、20番、齋藤寿一議員、24番、吉成伸一議員、26番、中村芳隆議員。

以上の8名であります。

○**議長（君島一郎議員）** ただいま朗読したとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後2時24分

○**議長（君島一郎議員）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議報第3号及び議報第4号の報告

○**議長（君島一郎議員）** お諮りいたします。

日程第9、議報第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について及び日程第10、議報第4号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についての2件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（君島一郎議員）** 異議なしと認めます。

委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、次のとおり互選されましたので、報告いたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○**議会事務局長（石塚昌章）** それでは、申し上げます。

総務企画常任委員長に、齊藤誠之議員、同副委員長に吉成伸一議員、福祉教育常任委員長に佐藤一則議員、同副委員長に星宏子議員、建設経済常任委員長に松田寛人議員、同副委員長に齋藤寿一議員、予算常任委員長に齊藤誠之議員、同副委員

長に佐藤一則議員及び松田寛人議員、議会運営委員長に吉成伸一議員、同副委員長に相馬剛議員。

以上のとおりであります。

○議長（君島一郎議員） ただいま朗読したとおり報告いたします。

◇

◎議報第5号の報告

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第11、議報第5号 議会だより編集委員会委員の指名についてを議題といたします。

委員については、議会だより編集規程第3条の規定により議長が指名することになっておりますので、規定に従って指名を行います。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（石塚昌章） それでは、申し上げます。

総務企画常任委員会から森本彰伸議員、齊藤誠之議員、福祉教育常任委員会から山形紀弘議員、星宏子議員、建設経済常任委員会から中里康寛議員、星野健二議員。

以上のとおりであります。

○議長（君島一郎議員） ただいま朗読したとおり報告いたします。

◇

◎議報第6号の報告

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第12、議報第6号 議会だより編集委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

委員長及び副委員長については、議会だより編集規程第4条第2項の規定により、次のとおり互

選されましたので、報告いたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（石塚昌章） それでは、申し上げます。

議会だより編集委員長に齊藤誠之議員、同副委員長に星宏子議員。

以上のとおりであります。

○議長（君島一郎議員） ただいま朗読したとおり報告いたします。

◇

◎議報第7号の報告

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第13、議報第7号 政治倫理審査会委員の指名についてを議題といたします。

委員については、議員政治倫理条例第9条第2項の規定により議長が指名することになっておりますので、規定に従って指名を行います。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（石塚昌章） それでは申し上げます。

山本はるひ議員、吉成伸一議員、齊藤誠之議員、佐藤一則議員、松田寛人議員。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） ただいま朗読したとおり報告いたします。

◇

◎議報第8号の報告

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第14、議報第8号 政治倫理審査会会長及び副会長の報告につ

いてを議題といたします。

会長及び副会長については、議員政治倫理条例第11条第1項の規定により、次のとおり互選されましたので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

○**議会事務局長（石塚昌章）** それでは、申し上げます。

会長に山本はるひ議員、副会長に吉成伸一議員。
以上でございます。

○**議長（君島一郎議員）** ただいま朗読したとおり報告いたします。



◎選挙第4号～選挙第8号

○**議長（君島一郎議員）** 次に、お諮りいたします。

日程第15、選挙第4号 那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてから日程第19、選挙第8号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでの5件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（君島一郎議員）** 異議なしと認めます。

よって、選挙第4号から選挙第8号までの5件を一括議題といたします。

この5件の選挙は、いずれも各常任委員会委員の改選にあわせて、各組合格約及び議会先例による選出基準によりまして、組合議会等議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙第4号から選挙第8号までについては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（君島一郎議員）** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（君島一郎議員）** 異議なしと認めます。

よって、指名いたします。

まず、那須地区広域行政事務組合議会議員については、次の3名を指名いたします。

中村芳隆議員、齊藤誠之議員、私、君島一郎議員。

那須地区消防組合議会議員については、次の3名を指名いたします。

中村芳隆議員、齊藤誠之議員、君島一郎議員。

黒磯那須公設地方卸売市場事務組合議会議員については、次の3名を指名いたします。

中村芳隆議員、松田寛人議員、君島一郎議員。

黒磯那須共同火葬場組合議会議員については、次の3名を指名いたします。

中村芳隆議員、松田寛人議員、君島一郎議員。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員については、次の者を指名いたします。

君島一郎議員。

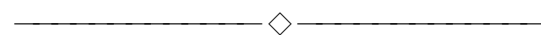
以上でございます。

以上、指名いたしました議員を当選人として決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（君島一郎議員）** 異議なしと認めます。

よって、選挙第4号から選挙第8号までについては、ただいまの指名のとおり当選人と決定しましたので、告知いたします。



○議長（君島一郎議員） この後、暫時休憩をいたしますが、休憩中に議会運営委員会を開催し、市長から提出が予定されている議案の取り扱い等について協議願います。

なお、協議が終わり次第、予鈴でお知らせをいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時51分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議会運営委員会の報告について

○議長（君島一郎議員） 休憩中の議会運営委員会の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、24番、吉成伸一議員。

〔議会運営委員長 吉成伸一議員登壇〕

○議会運営委員長（吉成伸一議員） それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本臨時会における議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、本日午後2時35分より第4委員会室において、委員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本臨時会に提出される案件は、市長提出案件として、条例の改正案件1件、専決処分の承認案件4件、専決処分の報告案件3件の計8件であります。

議案の取り扱いについては、全て即決扱いとい

たします。

次に、議会提出案件について申し上げます。

本臨時会に提出される議案は、追加案件として閉会中の継続審査の申し出について1件であります。

議案の取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、一問一答方式により、時間は質疑のみ1人15分以内といたします。討論は先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

以上が議会運営委員会における審査の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（君島一郎議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

本臨時会における議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会における議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりといたします。



◎承認第3号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（君島一郎議員） 日程第20、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて〔平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 承認第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）について、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めます。

議案書2ページ、議案資料は5ページから9ページとなります。

今回の補正予算は、地方交付税その他の国・県からの各種交付金の確定による増減調整、起債対象事業費の確定による市債の整理等を行うとともに、余剰財源の公共施設等有効活用基金への積立金計上等、平成29年3月第1回定例会における補正後に生じた事由による予算の最終調整を行ったものであります。

主な補正の内容は、歳入では、議案資料7ページ、6款地方消費税交付金で6,130万8,000円を追加し、同ページ10款地方交付税では、特別交付税の増による1億6,557万9,000円を追加する一方で、議案資料8ページ、21款市債では、起債対象事業費の確定等により1億2,680万円を減額したものであります。

歳出では、議案資料9ページ、2款総務費で公共施設等有効活用基金への積立金として1億円を追加したものであります。

さらに、歳入と歳出を比較し1,437万6,000円の差額が生じたため、これを14款予備費から減額し

て調整したものであります。

これらにより歳入歳出それぞれ8,562万4,000円を追加し、平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を489億417万円としたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第3号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については原案のとおり承認されました。

—————◇—————

◎承認第4号～承認第6号の上程、

説明、質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、お諮りいたします。

日程第21、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原税条例等の一部改正〕

から日程第23、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正〕までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号から承認第6号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 承認第4号から承認第6号につきましても、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしました。

那須塩原市税条例等の一部改正、那須塩原市都市計画税条例の一部改正、那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めたものであります。

これら3件は、いずれも平成29年度地方税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、施行日の関係で早急に条例を改正する必要性が生じたものについて専決処分を行ったものであります。

一括して提案のご説明を申し上げます。

初めに、承認第4号 那須塩原市税条例等の一部改正について申し上げます。

議案書3ページから12ページ、議案資料10ページから32ページでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、早急に条例を改正する必要性が生じた部分について改正を行ったものであり、主な改正内容といたしましては、軽自動車税において環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の税率の軽減等の特例措置を2年間延長するものでございます。

次に、承認第5号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について申し上げます。

議案書13ページから15ページ、議案資料33ペー

ジから35ページでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、早急に条例を改正する必要性が生じた部分について改正を行ったものであり、改正内容といたしましては、条例中に引用する法令の条項等を改めるものでございます。

次に、承認第6号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

議案書16ページから17ページ、議案資料36ページでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、早急に条例を改正する必要性が生じたものについて改正を行ったものであり、改正内容といたしましては軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を拡充するものであります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第4号から承認第6号までの3件については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号から承認第6号までの3件については原案のとおり承認されました。

◇

◎報告第7号～報告第9号の上程、

説明

○議長（君島一郎議員） 次に、お諮りいたします。

日程第24、報告第7号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕から日程第26、報告第9号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号から報告第9号までの3件を一括議題といたします。

本案について報告説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 報告第7号から報告第9号までの3件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

初めに、報告第7号について申し上げます。

議案書18ページから19ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年9月18日、那須塩原市埼玉地内の那須塩原市立埼玉小学校において同校の児童が授業中に負傷した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、総合的な学習の授

業において、福祉体験の一環としてアイマスク体験を実施したところ、介助役の児童がアイマスクを着用していた児童の背中を押してしまったことにより、負傷させたものであります。当該事故につきましては、学校の管理下で児童が起こしたものであり、指導方法や指導体制によっては、防ぐことができた可能性もあることから、学校の設置者である市も損害の一部を負担することが妥当であると考え、加害児童が加入する保険会社と協議の結果、市側40%、相手側60%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に市責任額13万2,874円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第8号について申し上げます。

議案書20ページから21ページ、議案資料はありません。

本件は、平成29年2月1日、那須塩原市下厚崎地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、家庭訪問先である相手方駐車場から左折し、路上に出ようとしたところ、職員の不注意により駐車場左側にあった二段のブロック塀に接触し、塀を破損したものであります。

両者協議の結果、過失割合は市側100%で示談が成立し、市から相手側の修理先に損害賠償額5,000円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第9号について申し上げます。

議案書22ページから24ページ、議案資料はありません。

本件は、平成28年10月18日、那須塩原市戸田地内の主要地方道矢板那須線において発生した事故に関し、損害賠償額の額を決定し、和解したもの

であります。

事故の状況につきましては、職員が文書配布のため、県道矢板那須線を高林方面から西岩崎方面に向かって進行中、配布漏れに気づき、引き返すため、戸田水辺公園に右折した際、相手方（甲）運転の対向車との距離を見誤り衝突し、さらにその反動で、公園出入り口にて停車していた第三者（乙）の運転する乗用車に衝突したものであります。

損害額は、市側車両が51万4,280円、相手側（甲）車両が17万4,712円とし、過失割合は市側が95%、相手側（甲）が5%とする。おのおのの賠償額及び第三者（乙）に対する相手方（甲）の賠償額を相殺し、市は相手側（甲）に11万8,589円を支払う。第三者（乙）の損害額は43万3,469円とする。上記、過失割合に応じて双方負担とし、市は市責任額41万1,796円及び相手方（甲）の第三者（乙）への賠償額2万1,673円のうち35万309円を株式会社ワカマツに、8万3,160円をオリックスレンタカーに支払う。相手方（甲）のけがに係る損害額は18万600円とし、過失割合は市側が100%とする。市は上記損害額を相手方（甲）に支払う。

今後、この件に関し、三者とも決して異議を申し立てないことで和解が成立しました。

以上、3件につきましてご報告を申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 報告説明が終わりました。

◇

◎議案第60号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第27、議案第60号 那須塩原市個人情報保護条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第60号 那須塩原市個人情報保護条例等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページから4ページでございます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第6条により、番号法の一部が改正されたことに伴い、那須塩原市個人情報保護条例及び那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。

第1条、那須塩原市個人情報保護条例の一部改正では、今回の番号法の改正により、同法に第19条第8号及び第26条が追加されたことに伴い、条例中第2条第5号の情報提供等記録の定義の改正、第17条で引用している同法の条番号の改正などを行うものであります。

第2条、那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正では、今回の番号法の改正により、同法に第19条第8号が追加されたことに伴い、以降1号ずつ繰り下げとなることから、当該条例第1条及び第5条第1項中の「第19条第9号」を「第19条第10号」に改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 18番、高久です。質疑をいたします。

今度の条例改正で、今まで個人番号について数々いろいろな問題を提起してきましたが、今回の改正については、自治体間の情報の交換ということだけなんでしょうか。そのほかにどういうことがあるのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、自治体間等において情報連携ができるといった旨の条例の改正だということでございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） そういった中で、情報漏れというのがたびたび指摘され、相次いでいると。民間でも東京都とか総務省からも漏れているというような情報が報道されていますが、そういうことに対して市は独自の対策というようなことは考えたのでしょうか、それとも対策を加えていくというような考えがあるのでしょうか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 情報の漏えい対策ということでございますが、まずは市といたしましてはこの制度を導入するに当たって個人番号の取り扱いに対して注意喚起の通知を職員向けに行っているというものでございます。

その中でどんな内容を通知したかと申しますと、まずはマイナンバー法に定める事務あるいは条例に定める事務以外に、このマイナンバーを使うことはならないよといったことが1点。

そして2点目といたしましては、この番号を利

用する取り扱い責任者というものを明確にした上でそのもの以外には使用させないといったところが2点目。

さらには、一般的なところということで、情報の漏えいについては十分留意されたいといったような内容の通知を職員向けに発してこの制度の運用に向けたということでございます。

それ以外でも、毎年定例的にやっております職員の打ち合わせ会において、やはり情報漏えいに関する意識啓発をしたということもございまして、さらには管理の部分になりますが、関係書類については施錠した上でしっかりと管理をなさいたいというようなところを徹底しております。

また、さらにということで申し上げますと、情報システムのお話になりますが、こちらについては一般のインターネットとLGWANと申しまして、国・県・市の専用のネットワークがございまして、一般のインターネットとLGWANとを切り離したということによりまして、外部からの不正アクセスといったものの防止といったものを強化したというような対応をしているというところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 今市独自の努力という点も聞かせていただいたんですが、そういう中でも、そういう対策、国とかもやっているんだと思います。都とか総務省からも漏れているというそういう報道がされています。総務省なんかからは、とるべき対応はしているという答えも出ていますが、それでも漏れているという指摘があります。そういうことに対してはどのように捉えていますか。やはり市民の大切な個人情報を保護するという立場からの那須塩原市の努力という点で今聞かせていただきましたが、国の対応、言ってきた対

応よりも、さらにそれを広げてやっているという点についてもうちよっと聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 市としては、ただいま言ったようなことを重立った対策としてやっているということでございまして、それ以外としましては今後想定されるのは、情報の連携といったものがいよいよスタートしていくということでございますので、国のほうからもまた改めて取り扱いに対するガイドライン等というものも示されることが十分予想されますので、そういうものを踏まえた中で、市のオリジナリティー、市独自の上乗せといったものを加えながらしっかりとガイドラインをつくって、今まで以上に情報漏えいといったものについては、留意してまいりたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 18番、日本共産党の高久好一です。

議案第60号 那須塩原市個人情報保護条例等の一部改正について反対する討論を行います。

民間信用調査会社の東京商工リサーチは、3月27日、2012年から5年間で上場企業と主要子会社から情報漏えいした可能性がある個人情報が累計で7,545万人に達していると発表しました。単純計算で日本人の人口の半分以上を超えています。

ここからは、現状のセキュリティー対策だけで

は防ぎ切れないことが明らかになってきています。相次ぐ個人情報の流出が毎日行われ、危機的な状況にあり、どうしたら防げるのか、緊急の課題です。

被害はことし3月から東京都税クレジットカードお支払いサイト36万4,000人、ニッポン放送5万7,000人、住宅金融支援機構4万1,000人、ジェットロ2万6,000人、総務省から2,300人など、こういった情報が漏れているという報道がされております。

今回の調査対象でない未上場企業や官公庁、自治体、学校なども個人情報漏えい事故は多発しています。東京商工リサーチは、既に国民全てに匹敵する件数の個人情報が流出している可能性もあると、こう分析しています。

こうした中で、今回の那須塩原市の個人情報保護条例等の一部改正については、一定の努力がされているもののこれから国と地方の情報連携を控えた新たな段階を迎えるマイナンバー、個人番号制度について、個人情報保護法がなおざりにされ、データ流出などを頻繁に起こし、国はシステムに脆弱性があったと言いわけを繰り返しています。

マイナンバーのもとになる番号を生成して市町村に通知するなどのマイナンバー制度の基幹的な役割を担う地方公共情報システム機構でも、個人に同一のナンバーを付番するなど、問題が相次ぎ、カード発行障害の際の同機構の代表者会議でも同問題発生に原因究明に時間を要するのは、容易に想像できるなどしています。大変危ない綱渡りの状態であると認識されます。

個人情報のリスクにどう対応するのか、国や自治体は市民消費者の個人情報保護に大きな責任があります。

総務省は、適切な管理に必要な措置が義務づけられていると答えていますが、実効性は期待でき

ません。

マイナンバー制度が個人情報の守備が法的前提になっていますが、プライバシーの侵害や際限なき連携強化にマイナンバー制度は中止、廃止すべきです。

議案第60号 那須塩原市個人情報保護条例等の一部改正に反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号については、原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩中に資料を配付いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時23分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（君島一郎議員） 追加議事日程第1号に入ります。

◎閉会中の継続審査の申し出につ

いて

○議長（君島一郎議員） 日程第1、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務企画常任委員長、福祉教育常任委員長、建設経済常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。

これを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び総務企画常任委員長、福祉教育常任委員長、建設経済常任委員長の申し出のとおり、これを承認することに決しました。

◎市長挨拶

○議長（君島一郎議員） 以上で、平成29年第2回那須塩原市議会臨時会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 平成29年第2回那須塩原市議会臨時会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時議会にご提案を申しあげました条例の改正案件、専決処分の承認及び報告につきまして

ては、慎重審議をいただき、原案のとおりご決定、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

議決をいただきました案件を含め、今後も円滑な市政の運営に努めてまいりたいと思っております。

今回の市議会臨時会におきましては、議会議長として君島一郎氏、副議長として山本はるひ氏が当選されました。誠におめでとうございます。

また、議会運営委員長や各常任委員会の正副委員長及び各委員、一部事務組合議会議員なども決定をされ、議会の新たな体制が整ったことに対しまして、心からお喜びを申し上げたいと存じます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、議会と執行部は市政運営の両輪ということでございます。

議員の皆様との対話を大切にしながら、これからも真摯に、そして誠実に市政運営に努めてまいり所存でございますので、議員の皆様方にも新たな正副議長のもと、市政運営に特段のご理解とご協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

結びになります。二十四節気の一つ立夏を過ぎ、暦の上では夏を迎えているところではございますが、春から初夏への季節の変わり目でもございます。来月には6月定例会が開かれる予定でございます。

議員の皆様におかれましては、健康管理には十分留意され、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。第2回那須塩原市議会臨時会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 市長の挨拶が終わりました。

◎閉会の宣告

○議長（君島一郎議員） 閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日開催されました平成29年第2回那須塩原市議会臨時会は、一般選挙後最初の議会であります。

本臨時会は、正副議長及び一部事務組合議会議員等の選挙及び各常任委員、議会運営委員等の選任のほか、市長から提出されました8議案につきまして慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましてもご協力をいただき、ここに全部の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、深く敬意を表するものであります。

私も新議長として、円滑なる議会運営のために努力してまいりたいと考えているところでございます。

今後とも特段のご支援、ご協力を賜りたくお願いを申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時28分



上記会議録を証するため下記署名する。

平成29年5月12日

臨時議長 金子哲也

議長 君島一郎

署名議員 山形紀弘

署名議員 中里康寛